

民法627条第1項は本当に強行法規なのか

(期間の定めのない雇用の解約の申し入れ)

第627条1項

当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申し入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申し入れの日から二週間を経過することによって終了する。

- ▶ 今まで、就業規則で1か月前までに退職届を出すと記載があれば有効との常識があった。
- ▶ しかし退職代行会社の出現で、民法627条1項から、2週間経過すれば辞められると、と言ってくる。退職代行の影響力は大きかった。

(中略) 以下は、会員用ホームページに掲載。